

第37回全日本総合馬術大会 2007 Part II

実施要項

主 催 : 社団法人日本馬術連盟

運 営 : 全日本総合馬術大会 2007実行委員会

後 援 : JRA 日本中央競馬会 株式会社アルソア本社 山梨県馬術連盟

1. 期 日 平成 19 年 9 月 7 日(金)～9日(日)

2. 会 場 山梨県馬術競技場
山梨県北杜市小淵沢町 10060-3

3. 競技種目

第 1 競技 アルソア杯

全日本総合馬術CNCワンスター競技

| 馬場馬術競技 | F.E.I.2005 年総合馬術競技・馬場馬術課目 CCI/CIC ワンスターA | |
|------------|--|----------------|
| クロスカントリー競技 | 全 長 2,500～3,200m | 最大分速 520m |
| | 飛越数 25～30 個 | H 1.10m |
| | 高 さ 固定障害 | 1.10m 以内 |
| | ブラシ障害 | 1.30m 以内 |
| | 幅 最も高い部分 | 1.40m 以内 |
| | 土台 | 2.10m 以内 |
| | 高さのない障害 | 2.80m 以内 |
| | 飛び降り | 1.60m 以内 |
| 障害飛越競技 | 全 長 350m～450m | 分速 350m |
| | 障害数 | 11個以内(13 飛越以内) |
| | 高 さ | 1.15m 以内 |
| | 幅 | 1.40m 以内 |
| | 土台/三段横木 | 1.90m 以内 |

第2競技 CNC ワンスター 競技 (ヤングライダーセクション)

| 馬場馬術競技 | F.E.I.2005 年総合馬術競技・馬場馬術課目 CCI/CIC ワンスターA | |
|------------|--|----------------|
| クロスカントリー競技 | 全 長 2,500～3,200m | 最大分速 520m |
| | 飛越数 25～30 個 | H 1.10m |
| | 高 さ 固定障害 | 1.10m 以内 |
| | ブラシ障害 | 1.30m 以内 |
| | 幅 最も高い部分 | 1.40m 以内 |
| | 土台 | 2.10m 以内 |
| | 高さのない障害 | 2.80m 以内 |
| | 飛び降り | 1.60m 以内 |
| 障害飛越競技 | 全 長 350m～450m | 分速 350m |
| | 障害数 | 11個以内(13 飛越以内) |
| | 高 さ | 1.15m 以内 |
| | 幅 | 1.40m 以内 |
| | 土台/三段横木 | 1.90m 以内 |

第3競技 トレーニング競技 (ジュニアライダーセクション、一般セクション)

| | | |
|------------|---|---------------|
| 馬場馬術競技 | F.E.I.2005年総合馬術競技・馬場馬術課目 CCI/CIC ワンスターB | |
| クロスカントリー競技 | 全長 2,000～2,500m | 最大分速 500m |
| | 飛越数 20～26個 | |
| | 高さ 固定障害 | 1.00m 以内 |
| | ブランチ障害 | 1.20m 以内 |
| | 幅 最も高い部分 | 1.30m 以内 |
| | 土台 | 1.80m 以内 |
| | 高さのない障害 | 2.40m 以内 |
| | 飛び降り | 1.40m 以内 |
| 障害飛越競技 | 全長 350m～400m | 分速 350m |
| | 障害数 | 11個以内(13飛越以内) |
| | 高さ | 1.05m 以内 |
| | 幅 | 1.30m 以内 |
| | 土台/三段横木 | 1.70m 以内 |

第4競技 ノービス競技(チルドレンライダーセクション、一般セクション)

| | | |
|------------|---------------------------------|---------------|
| 馬場馬術競技 | J.E.F.馬場馬術競技・第1課目 2004 (大靱使用不可) | |
| クロスカントリー競技 | 全長 1,800～2,300m | 最大分速 450m |
| | 飛越数 12～22個 | |
| | 高さ 固定障害 | 0.90m 以内 |
| | ブランチ障害 | 1.10m 以内 |
| | 幅 最も高い部分 | 1.20m 以内 |
| | 土台 | 1.50m 以内 |
| | 高さのない障害 | 2.00m 以内 |
| | 飛び降り | 1.20m 以内 |
| 障害飛越競技 | 全長 350m～400m | 分速 350m |
| | 障害数 | 10個以内(12飛越以内) |
| | 高さ | 1.00m 以内 |
| | 幅 | 1.20m 以内 |
| | 土台/三段横木 | 1.50m 以内 |

第5競技 プレノービス競技

| | | |
|------------|---------------------------------|---------------|
| 馬場馬術競技 | J.E.F.馬場馬術競技・第1課目 2004 (大靱使用不可) | |
| クロスカントリー競技 | 全長 1,500～2,000m | 最大分速 400m |
| | 飛越数 12～18個 | |
| | 高さ 固定障害 | 0.80m 以内 |
| | ブランチ障害 | 1.00m 以内 |
| | 幅 最も高い部分 | 1.10m 以内 |
| | 土台 | 1.20m 以内 |
| | 高さのない障害 | 1.60m 以内 |
| | 飛び降り | 1.00m 以内 |
| 障害飛越競技 | 全長 350m～450m | 分速 350m |
| | 障害数 | 10個以内(12飛越以内) |
| | 高さ | 0.90m 以内 |
| | 幅 | 1.10m 以内 |
| | 土台/三段横木 | 1.30m 以内 |

第6競技 総合馬術複合競技

| | | |
|--------|---|---|
| 馬場馬術競技 | F.E.I.2005年総合馬術競技・馬場馬術課目 CCI/CIC ツースターA | |
| 障害飛越競技 | 全長 400m～500m 障害数 高さ 幅 | 分速 350m 11個以内(13 飛越以内) 1.20m 以内 1.40m 以内 |

競技日程

9月7日(金)

| | | |
|---------------|---------|------|
| 第3競技 トレーニング競技 | 一般セクション | 馬場馬術 |
| 第4競技 ノービス競技 | 一般セクション | 馬場馬術 |
| 第5競技 プレノービス競技 | | 馬場馬術 |

9月8日(土)

| | | |
|------------------|---------------------------|------------------|
| 第1競技 CNC ワンスター競技 | | 馬場馬術 |
| 第2競技 CNC ワンスター競技 | ヤングライダーセクション | 馬場馬術 |
| 第3競技 トレーニング競技 | ジュニアライダーセクション 一般セクション | 馬場馬術 クロスカントリー |
| 第4競技 ノービス競技 | チルドレンライダーセクション 一般セクション | 馬場馬術 クロスカントリー |
| 第5競技 プレノービス競技 | | クロスカントリー |
| 第6競技 総合馬術複合競技 | | 馬場馬術 |

9月9日(日)

| | | | |
|------------------|---------------------------|----------|--------------|
| 第1競技 CNC ワンスター競技 | | クロスカントリー | 障害飛越 |
| 第2競技 CNC ワンスター競技 | ヤングライダーセクション | クロスカントリー | 障害飛越 |
| 第3競技 トレーニング競技 | ジュニアライダーセクション 一般セクション | クロスカントリー | 障害飛越 障害飛越 |
| 第4競技 ノービス競技 | チルドレンライダーセクション 一般セクション | クロスカントリー | 障害飛越 障害飛越 |
| 第5競技 プレノービス競技 | | | 障害飛越 |
| 第6競技 総合馬術複合競技 | | | 障害飛越 |

4. 競技規程

国際馬術連盟総合馬術競技会規程第22版(最新版)

日本馬術連盟競技会規程第19版

※馬場馬術競技の大靱の使用は不可とする。(第6競技を除く)

※第2競技～第6競技に関しては、競技会場での準備運動に選手以外の騎乗を認める。

5. 参加資格

(1)選手の参加資格

- ①日本国籍を有し、参加申し込みの時点で日本馬術連盟の会員で騎乗者資格B級以上の取得者であること。
- ②第2競技ヤングライダーセクションは、16歳となる暦年の始めから22歳の暦年の終わりまでの者
- ③第3競技ジュニアライダーセクションは、14歳となる暦年始のめから18歳の暦年の終わりまでの者
- ④第4競技チルドレンライダーセクションは、10歳となる暦年始のめから16歳の暦年の終わりまでの者
- ⑤同一競技には、1選手2回まで出場できる。
- ⑥申し込み時点において未成年者は、保護者の承諾書を添付のこと。

- ⑦第1競技に出場する選手は、トレーニングクラス以上の完走実績があること。
- ⑧第2～5競技に出場する完走実績のない選手は、馬匹が総合馬術競技或いはホーストライルでの完走実績があること。
- ⑨第2・3・4競技の年齢別セクションに出場する選手は、他の年齢別セクションの重複参加は不可とする。

(2)馬匹の参加資格

- ①参加申し込みの時点で日本馬術連盟の登録馬であること。
 - ②第1競技に出場した馬匹は他の競技に重複して出場することはできないものとする。
 - ③第1競技に出場する馬匹は、トレーニングクラス以上の完走実績があること。
 - ④第2・3・4・5競技に出場する馬匹は、総合馬術競技或いはホーストライアルでの完走実績があること。
 - ⑤第2競技～第6競技に出場する馬匹は、同一競技内での重複出場は2回までとし、実行委員会が馬匹の福祉のために出場を認めない場合がある。
- (3)同一人馬での出場は1競技1回限りとする。

6. 表彰式・褒賞

- (1)表彰式は最終日に競技終了後行う。
- (2)第1競技は、1/4までを入賞とし、第1位から第3位までの選手に賞杯、賞状、メダル、厩舎掛けを贈る。
また、入賞者に馬リボンを贈る。
- (3)第1競技の優勝者に日本馬術連盟会長賞、アルソア杯を贈る。
- (4)第2競技～第6競技は、出場者の上位1/4までを入賞とし、第1位に賞杯および賞状を贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。
ただし、出場者が20名以下の場合には5位までを入賞とする。

7. 参加申込

- (1)締め切り **平成19年8月15日(水)必着**
- (2)送付先 〒192-0003
八王子市丹木町1-501 八王子乗馬倶楽部内
全日本総合馬術大会2006実行委員会
- (3)振込先 **三井住友銀行 日本橋東支店 (普通)7473318 総合馬術本部実行委員会**
- (4)参加申し込みする選手は、1参加申し込みにつき1頭を予備登録することができ、所定の期限までに申請することで馬匹を交代させることができる。

8. 登録料・参加料

- (1)馬匹登録料 1頭につき 10,000円
- (2)選手参加料
 - ・総合部門強化指定選手 1回の出場につき 15,000円
 - ・上記以外の選手 1回の出場につき 20,000円
 - ・第5競技 1回の出場につき 10,000円
 - ・馬匹予備登録料 5,000円
- (3)馬匹の交代は、9月1日(土)17:00までに大会実行委員会事務局まで書面によりFAX(0426-91-6019)で申請すること。交代の申請料は、1件につき5,000円とし、大会当日に徴収する。なお、馬匹の変更は、予備登録された馬のみとする。
- (4)登録料、参加料は参加申込と同時に払い込むものとし、一度納入した登録料・参加料・予備登録料は、競技に出場しない場合でも返却しない。ただし、主催者側の都合により競技を取りやめた場合は、この限りではない。
- (5)馬匹登録料、選手参加料、馬匹予備登録料は銀行振込とし、振込受領書のコピーを添えて参加申込書を送付すること。
- (6)選手参加料の内2,000円は、オリンピック協賛金とする。

9. 宿泊

- (1)参加団体につき1名の馬取扱者の宿舎を大会実行委員会で用意するが、費用は各自負担とする。

(2)選手、一般の宿舎は、各自で手配すること。

10. 馬匹の移動

- (1)家畜伝染病予防法により、繁養地の都道府県知事が行う伝染性貧血検査を受け陰性である証明書を携行すること。
- (2)馬インフルエンザ予防接種の基礎/補強を規定通り完了し、翌年から毎年補強接種を実施していること。
- (3)日本脳炎予防接種は当年5月1日以降に2週間から2ヶ月の間隔で2回接種していること。
- (4)入厩予定時点において、着地検疫中(3ヶ月以内)の馬匹は出場できない。

11. 参加馬の入厩および退厩

- (1)平成19年9月6日から9日までとする。
- (2)期間外に滞在を希望する場合は、事前に財団法人山梨県馬事振興センターと打合せを行ない申請すること。
- (3)入厩後、馬の健康手帳、乗馬登録証を大会本部に提出すること。(提出時に馬番号札を受取ること。)不備がある場合は入厩、出場できない。

12. 馬糧・敷料

- (1)馬糧は各自が持参し、退厩の際は全て持ち帰ること。
- (2)敷料はおが粉とする。(藁は使用不可) 馬房使用料、1日1頭 ¥1,500

13. 強化指定選手

強化指定選手編成基準による。

14. 打合せ会

- (1)選手の打合せ会は、平成19年9月7日(金)午前10時30分から競技会場にて行う。参加団体の代表者は必ず出席すること。
- (2)打合せ会で確認された事項を優先する。
- (3)オフィシャルコースウォークは、打合せ会終了後に行う。

15. 馬のインスペクション

平成19年9月7日(金)午後1時00分より第1競技の人馬を対象に馬番号順にインスペクションを実施する。場所は入厩手続き時に掲示等で通知する。第2回目のインスペクションは平成19年9月9日(日)の朝に実施する。

16. ドーピング検査

第1競技に参加する選手を対象としてドーピング検査を実施する場合がある。
第1競技に参加する馬匹を対象としてドーピング検査を実施する場合がある。

17. その他

- (1)競技場内における馬匹の管理責任者は、出場選手とする。(国際馬術連盟獣医規程第9版1006条)
- (2)資格を誤って申し込んだ場合は出場できない。期間中に発見された場合は失格としそれ以後に実施される競技には出場できない。
- (3)出場順番は本大会実行委員会が抽選により決定する。
- (4)参加申し込みが少数の場合は、その競技を中止することがある。
- (5)参加馬の厩舎は、本大会実行委員会が準備する。
- (6)仮眠所および厩舎地区での火気の使用を禁止し禁煙とする。
- (7)馬運車および一般車両の移動・駐車は、大会実行委員会による所定の場所とする。
- (8)厩舎地区およびその周辺は、参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- (9)参加選手は、各自何らかの傷害保険に加入していること。
- (10)大会期間中の万一の事故に対して応急処置は講ずるが、主催者および実行委員会はその責めを負わない。
- (11)山梨県馬術競技場施設の利用心得を順守すること。
- (12)大会実行委員会からの注意勧告に対し、改善が見られない選手、団体については失格となる場合がある。

(13)参加選手は野外騎乗中、自身のメディカルカードを外から見えるところに携帯して走行すること。

(14)参加馬匹は大会期間中、競技会場内(厩舎以外)では馬番号札を必ず着用すること。

(15)ランキングポイントについては総合ランキング表により下記の通りとする

- | | |
|-------|---------------|
| 第1 競技 | CNC★ |
| 第2 競技 | CNC★ |
| 第3 競技 | 総合馬術トレーニングクラス |
| 第4 競技 | 総合馬術ノービスクラス |

